

埼玉県立精神医療センター自家用電気工作物検査業務 特記仕様書

この業務は業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとする。またこの仕様書は「埼玉県立精神医療センター自家用電気工作物検査業務」の概要を示すものであり、ここに記載されていない細部の事項については、委託者及び受託者が協議して決定するものとする。また、検査の基準は「埼玉県立がんセンター新病院自家用電気工作物保安規程」の基準によるものとする。

1 業務場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8 番地 2
埼玉県立精神医療センター

2 停電作業予定日

令和 8 年 10 月 31 日(土) 予定
ただし、諸事情により日程が変更となる場合がある。

3 業務の目的

埼玉県立がんセンター新病院自家用電気工作物保安規程 第 1 6 条に基づいて検査を行い、精神医療センターの自家用電気工作物の保安を確保することを目的とする。

4 業務内容及び範囲

別紙「保安規程 別表第 1 巡視、点検及び検査の基準」のうち、定期点検・精密点検及び検査の項目の、周期が 1 年及び 1 年未満の項目による。変電室 4 カ所（エネルギー棟受電・エネルギー棟本館棟・新館棟・医療観察法病棟）、現場盤 8 3 カ所

5 業務の共通事項

絶縁抵抗試験は、全ての回路に実施する。
接地抵抗試験は、屋内及び屋外の全ての設置個所において行う。
シーケンス試験、インターロック試験及びリレーとの連動試験を行う。
漏電遮断器及び漏電リレー制定値における動作試験を行う。
変電室及び発電室内の機器、配線、配電盤等について清掃を行う。

6 守秘義務

作業員は職務上知り得た機密については、他に漏らしてはならない。

7 実施計画及び報告

受託者は契約期間内に1回実施する本業務について、監督員と日時、当日の作業手順等を事前に調整したうえで、実施計画書を提出し監督員の承認を得た後に、業務を実施するものとする。また、各業務が終了したときには、委託者の承認を受けた様式の書面により委託者に報告するものとする。

8 臨機の措置

委託者は業務を実施する上で必要と認められる場合、受託者と協議の上、実施計画書の作業繰り上げ、順延等所要の措置を求めることができる。

9 負担区分

業務場所において、業務を履行するために使用する電気、燃料、水等は委託者の負担とする。ただし、業務に必要な機材、消耗品類及び用紙は受託者の負担とする。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、作業員に作業内容を充分周知徹底させ、危険がないように注意して行うこと。
- (2) 停電作業中は、可能な範囲で自家発電機を運転し、必要な回路へ電力を供給すること。